

## 新型コロナウイルス感染症感染拡大についての緊急事態宣言発令による岩手

### 県宗務所の業務対応について

この度、政府より新型コロナウイルス感染拡大についての緊急事態宣言の対象が全国となりました。

これに伴い、岩手県宗務所は全役職員の出勤を控えさせ、在宅勤務などの対応をとることといたしました。

皆様には、所内の事務処理、外部との連絡等の通常業務が原則的に不可能となりますので、ご承知おきください。

ご連絡は、所内の留守番電話、FAX、e-mailなどで対応いたします。

業務の再開を含む今後の対応につきましては、状況の推移に応じ随時当サイト等からお知らせいたします。

関係各位におかれましては、ご不便をおかけしておりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。